令和3年度第1回市川市中小企業融資制度審議会

次 第

- 1. 議題
 - (1) 会長の選任について
 - (2) 令和2年度融資実績及び令和3年度融資状況について【報告】
 - (3)「市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正」並びに「市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例の廃止」について【報告】
- 2. その他 別添の参考資料のとおり

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例(抜粋)

(市川市中小企業融資制度審議会)

第14条 本市の中小企業者に係る融資制度について、市長の諮問に応じ調査審議するため、市川市中小企業融資制度審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(組織等)

- 第15条 審議会は、次に掲げる非常勤の委員6人をもって組織し、当該委員は、 市長が委嘱する。
 - (1)議会の議長 1人
 - (2)議会の建設経済委員会の委員長 1人
 - (3) 市川商工会議所の代表者 1人
 - (4) 学識経験のある者 3人
 - 2 委員の任期は、前項第 1 号及び第 2 号の委員にあってはその職にある期間とし、同項第 3 号及び第 4 号の委員にあっては 2 年(補欠の委員の任期は、前任者の残任期間)とする。
 - 3 第1項第3号及び第4号の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第16条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。
 - 2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第17条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
 - 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

市川市中小企業融資制度審議会委員名簿

令和3年6月15日現在

	氏	名 · 肩 書 等	選出	任期	住 所・電 話 番 号 等
委	員	金子 正	市議会	R3.6.14~	〒272-8501
		市議会議長	議長		市川市八幡1-1-1
					047-334-1111
委	員	大久保 たかし	市議会	R3.6.15~	〒272-8501
		市議会建設経済委員会	建設経済委員会		市川市八幡1-1-1
		委員長	委員長		047-334-1111
委	員	中村 きよみ	市川商工会議所	R2.4.1 ~	〒272-0023
		市川商工会議所	代表者	R4.3.31	市川市南八幡2-21-1
		中小企業相談所 次長			市川商工会議所 047-377-1011
委	員	小林 英正	学識経験者	R3.4.1 ~	〒272-0023
		千葉県税理士会市川支部		R4.3.31	市川市南八幡3-3-16-202
		情報システム部 部長			市川支部 047-393-4775
委	員	藤澤 学	学識経験者	R2.4.1 ~	〒272-0034
		千葉銀行市川支店		R4.3.31	市川市市川1-7-12
		次長			市川支店 047-322-0161
委	員	三橋 幸一	学識経験者	R2.4.1 ~	〒272-8603
		東京ベイ信用金庫		R4.3.31	市川市新田4-9-2
		融資管理部 審査課 課長			本部 047-703-2118

年度別融資状況総括表(令和3年度9月まで)

<報告事項(要点)>

①新規融資の実行は、令和2年度53件、269,130千円に対し、令和3年度は半年が経過した9月末時点において、64件、307,620千円と大幅に増加している。増加した要因としては、昨年度は令和2年5月に国が開始した「実質無利子・無担保融資」が昨年度末で受付を終了したことなどが大きな要因と考えられる。

②令和3年度利子補給事業は、新型コロナウイルス感染症により、市内中小企業者が影響を受けていることを考慮して、利子補給率を通常よりも引き上げて融資利率と同率とする特例措置を昨年度に引き続き実施している。利子補給自体は、利子の支払い日によって1年を上期・下期に分けており、上期(1月~6月)は9月末に交付、下期(7月~12月)は翌年の3月末に交付している。

なお、令和3年度上期の利子補給実績は、649件、20,636千円であった。 ③代位弁済は、令和2年度6件、15,119千円に対して、令和3年度は9月末時点で5件、22,276千円となっている。件数が減少しているにもかかわらず金額が増えている理由は、本年度に1件の多額の代位弁済(代位弁済額:17,858千円/市損失補償額:2,143千円)が発生したことに起因している。

※金額の単位:千円

	融資宝?	行件数・金額	保証債務残高(期末)		利子補統	給件数・		代位弁済						
年度	風負人	1111 W W W	融資限度額		金	額	ž	举生状況		損失神		回収率		
	件数金額		件数金額		件数	金額	件数	金額	補償		回収状況			
	1120		1120		11201		11201		金額	件数	金額	(%)		
S35	10.007	04114757					000	1 710 000	105 100	0.000	70.000			
~ H26	19,967	94,114,757	_	_	_		806	1,710,093	195,192	2,333	72,982	-		
			1,540	5,267,315							441			
H27	303	1,902,950		(6,300,000)	3,036	69,937	13	39,251	4,788	56		_		
			1,433	4,735,113										
H28	279	1,665,910		(6,300,000)	2,924	63,335 16		34,858	5,179	58	553	_		
			1,317	4,296,354										
H29	265	1,701,060	1,517		2,702	56,317	9	19,075	2,641	55	584	_		
				(6,300,000)										
H30	250	1,592,580	1,178	4,009,836	2,426	50,230	7	36,827	3,914	50	366	_		
				(6,300,000)		,								
R1	201	1,114,460	1,050	3,467,195	2,171	46,233	15	56,643	5,525	55	611	_		
111	201	1,114,400	_	(6,300,000)	۷,111	+0,233	13	30,043	3,323	33	011			
DO	Γ2	200 120	692	2,082,174	1 000	C2 470	(1	1 722	۲۵	400			
R2	53	269,130	_	(6,300,000)	1,802	63,470	6	15,119	1,733	53	462	_		
D0)*/	0.4	007.000	639	1,889,644	0.40	00.000	_	00.070	0.004	4.0	100			
R3:×	64	307,620	_	(6,300,000)	649	20,636	5	22,276	2,634	43	160			
合計	21,382	102,668,467	_	_	_	_	877	1,934,142	221,606	2,703	76,159	34.37		

※令和3年度は4月から9月までの実績。

融資制度の仕組みと事業の概略

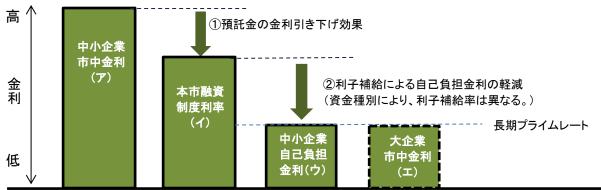
1. 融資制度の仕組み

融資制度とは、一般的に中小企業が民間金融機関から市中金利よりも低利で資金を借り入れができるように自治体が施策をする枠組みのことを言います。本市では、融資制度として次の2本立ての施策により、担保や信用が少ない中小企業が、大企業の市中金利とほぼ同じ利率(長期プライムレートと同程度から+0.2~0.3%)で融資を受けられるようにしています。

[本市の融資施策]

(① 融資制度の取扱金融 本市が預託金を融資制度の取扱金融機関に1年間預入れし、取扱金融						
	機関への資金の預託	関は元金と預託金をあわせて、中小企業に対して融資をするもの					
(② 中小企業への利子補給	本市が年2回、中小企業に対して利子補給をするもの					

〔グラフ:預託金と利子補給金の仕組み〕

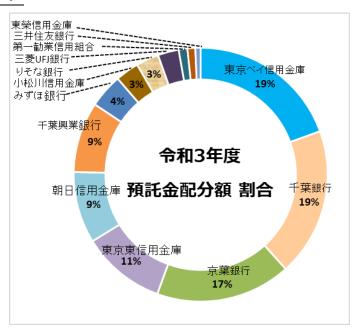


預託金の預入れは、中小企業の市中金利(ア)より引き下げられた融資制度の利率(イ)の設定を可能とします。それによる預託金の金利の引下げ効果に加えて、さらに本市が中小企業に対して利子補給をすることで、中小企業の負担を軽減した自己負担金利(ウ)が可能となります。

なお、本市融資制度では、中小企業の自己負担金利(ウ)が大企業の市中金利(工)とほぼ同じになるように利子補給を行っています。

2. 令和3年度預託金(取扱金融機関別内訳)

No.	取扱金融機関名	預託金額(千円)
1	東京ベイ信用金庫	175,000
2	千葉銀行	170,000
3	京葉銀行	155,000
4	東京東信用金庫	96,000
5	朝日信用金庫	82,000
6	千葉興業銀行	81,000
7	みずほ銀行	39,000
8	小松川信用金庫	27,000
9	りそな銀行	26,000
10	三菱 UFJ 銀行	24,000
11	第一勧業信用組合	10,000
12	三井住友銀行	9,000
13	東榮信用金庫	6,000
	計	900,000



- ※令和3年1月末における融資残高に基づき、預託金を配分。
- ※各取扱金融機関は、預託金額に対して協調倍率の7倍を掛けたものが融資限度額となる。
 - (例) 東京ベイ信用金庫の場合 175,000 千円×7 倍=1,225,000 千円

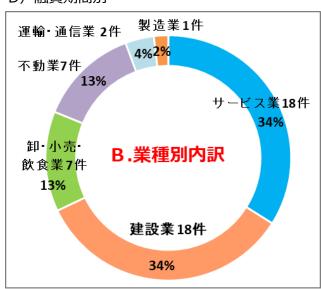
No.	資金種別	融資限度額 (万円)	利率 ①	利子補給率 ②	自己負担率 ① - ②	令和 2 年度 実績(件数)
1	小口零細企業保証制度資金	2,000万円	1.5~2.4%	1.2%	0.3~1.2%	33
2	小規模事業資金	2,000万円		1.3%	0.5~1.7%	6
3	商店街空き店舗等利用資金	2,000万円	1.8~3.0%	1.3%	0.5~1.7%	0
4	環境管理対策資金	2,500万円	1.0 - 5.0 /0	1.8~2.0%	0.0~1.0%	0
5	公害防除資金	2,500万円		1.8~2.0%	0.0~1.0%	0
6	独立支援資金	1,500万円	1.5~2.7%	1.5~1.9%	0.0~0.8%	0
7	^゙ンチャービジネス等支援資金	2,000万円	1.5 ~ 2.7 70	1.3~1.9%	0.0~0.8%	14
	計	_	_	_	-	53

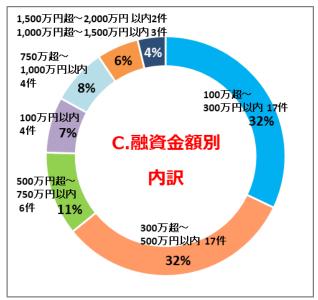
[※]融資期間により、利率・利子補給率・自己負担率は異なる。

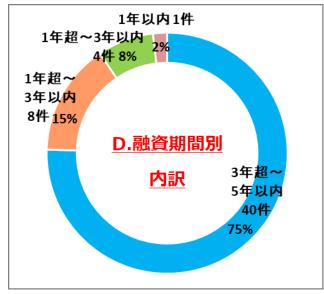
4. 令和2年度融資実績53件(A~D項目別内訳)

A) 資金使途別 B) 業種別 C) 融資金額別 D) 融資期間別









1. 総計

金額の単位:千円

	年度	平原	成28年度	平原	成29年度	平月	成30年度	令和元年度		令和2年度		対前年度増減		増減率(%)	
	件数及び金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		279	1,665,910	265	1,701,060	250	1,592,580	201	1,114,460	53	269,130	△ 148	△ 845,330	△ 73.6	△ 75.9
2	項目別内訳														
	資金使途別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	運転資金	244	1,487,660	239	1,619,360	203	1,370,900	176	1,017,400	36	223,500	△ 140	△ 793,900	△ 79.5	△ 78.0
内	設備資金	31	148,850	23	60,250	40	172,980	24	91,060	16	44,430	△ 8		\triangle 73.3	△ 51.2
訳	運転設備資金	4	29,400	3	21,450	7	48,700	1	6,000	1	1,200	0	△ 4,800	0.0	△ 80.0
	計	279	1,665,910	265	1,701,060	250	1,592,580	201	1,114,460	53	269,130	△ 49		△ 24.4	△ 75.9
② i	在業別融資額 産業別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	建設業	1十 数 94	702,450	100	700,970	1 十 致	650,260	计数 47	亚朝 313,750	18	78,750	<u>1∓€X</u>	<u>亚</u> 镇 △ 235,000	一 一致 △ 61.7	<u>∓e</u>
	製造業	18	94,400	25	200,800	22	127,150	24	166,800	10	7,000	\triangle 23	△ 159,800	\triangle 95.8	△ 95.8
	運輸・通信業	9	58,500	8	61,400	6	33,100	5 5	36,700	2	21,220	\triangle 3	△ 15,480	△ 60.0	△ 42.2
M	卸・小売・飲食店	66	361,990	69	479,710	59	362,670	56	293,820	7	27,000	△ 49	△ 266,820	△ 87.5	△ 90.8
訳	金融・保険業	2	7,000	2	8,870	0	552,575	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	不動産業	33	156,580	16	61,050	24	105,880	10	60,860	7	28,060	△ 3	△ 32,800	△ 30.0	△ 53.9
	サービス業	57	284,990	45	188,260	54	313,520	59	242,530	18	107,100	△ 41	△ 135,430	△ 69.5	△ 55.8
	計	279	1,665,910	265	1,701,060	250	1,592,580	201	1,114,460	53	269,130	△ 49	△ 478,120	△ 24.4	△ 42.9
(3) ²	資金メニュー別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	小口零細企業保証制度資金	158	655,190	157	670,650	177	854,680	152	687,010	33	139,380	\triangle 119	△ 547,630	△ 78.3	<u> </u>
	小規模事業資金	100	887,520	93	947,710	48	575,500	31	322,050	6	41,250	△ 25	△ 280,800	△ 80.6	△ 87.2
—	公害防除資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	商店街空き店舗等利用資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
況	環境管理対策資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	独立支援資金	0	0	2	14,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	ベンチャービジネス等支援資金	21	123,200	13	68,250	25	162,400	18	105,400	14	88,500	△ 4	△ 16,900	△ 22.2	△ 16.0
	計	279	1,665,910	265	1,701,060	250	1,592,580	201	1,114,460	53	269,130	△ 148	△ 845,330	△ 73.6	△ 75.9
4	金額別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	100万円以内	18	14,870	19	14,960	18	16,650	20	19,300	4	3,050	△ 16	△ 16,250	△ 80.0	△ 84.2
	100万円超~300万円以内	87	199,740	83	202,290	78	185,350	71	171,500	17	36,080	△ 54	· ·		△ 79.0
	300万円超~500万円以内	67	314,900	64	298,770	56	255,900	45	209,700	17	75,700	△ 28	△ 134,000	△ 62.2	△ 63.9
	500万円超~750万円以内	25	161,000	14	93,370	19	121,400	13	83,200	6	38,200	△ 7	△ 45,000		△ 54.1
訳	750万円超~1,000万円以内	53	507,900	47	457,170	41	385,300	32	300,760	4	37,000	△ 28	△ 263,760		△ 87.7
	1,000万円超~1,500万円以内	17	233,500	19	258,500	20	272,980	10	138,000	3	42,500	△ 7	△ 95,500		△ 69.2
	1,500万円超~2,000万円以内	12	234,000	19	376,000	18	355,000	10	192,000	2	36,600	△ 8	△ 155,400		△ 80.9
	2,000万円超~ 計	279	1,665,910	265	1,701,060	250	1,592,580	201	1,114,460	53	269,130	<u>0</u> ∆ 148	△ 845,330	0.0 △ 73.6	0.0 △ 75.9
							, ,								
(5)	返済期間別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	1年以内	15	71,600	10	45,900	8	57,700	10	27,600	1	10,000	△ 9			△ 63.8
内	1年超~3年以内	50	170,070	49	238,530	42	198,320	40	110,050	4	22,720	△ 36	△ 87,330		△ 79.4
訳	3年超~5年以内	162	1,055,240	158	1,048,140	143	870,580	129	802,010	40	197,210	△ 89		\triangle 62.2	△ 75.4
	5年超~7年以内 7年超~10年以内	52	369,000	48	368,490	57	465,980	22	174,800	8	39,200	△ 14	△ 135,600	△ 24.6 0.0	△ 77.6
	7 年超~10年以内 計	279	1,665,910	265	1,701,060	250	1,592,580	201	1,114,460	53	269,130	<u> </u>	△ 845,330		0.0 △ 75.9
	ПΙ	213	1,005,910	200	1,701,000	200	1,532,560	201	1,114,400	55	۷۵۶,۱۵۷	△ 140	△ 040,330	△ 13.0	△ 15.9

1. 総計 ______ 金額の単位:千円

	年度		和2年度	令	和3年度	対前:	年度増減	増減率	(%)
	十段		月~9月)	·	月~9月)				
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	総計	33	209,270	64	307,620	31	98,350	93.9	47.0
2.	項目別内訳								
1	資金使途別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内	運転資金	24	185,100	47	250,600	23	65,500		35.4
訳	設備資金	8	22,970	17	57,020	9	34,050		148.2
٦/١	運転設備資金	1	1,200	0	0	$\triangle 1$	△ 1,200		△ 100.0
	計	33	209,270	64	307,620	31	98,350	93.9	47.0
2	産業別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	建設業	10	43,550	17	88,600	7	45,050	70.0	103.4
	製造業	2	27,000	3	17,600	1	△ 9,400		△ 34.8
内	運輸・通信業	2	21,220	2	11,000	0	△ 10,220		△ 48.2
訳	卸・小売・飲食店	2	3,500	9	58,300	7	54,800		1565.7
٦/١	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	不動産業	5	28,700	11	71,720	6	43,020		149.9
	サービス業 	12	85,300	22	60,400	10	△ 24,900		△ 29.2
	計	33	209,270	64	307,620	31	98,350	93.9	47.0
3	資金メニュー別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	小口零細企業保証制度資金	17	70,920	37	156,450	20	85,530	117.6	120.6
	小規模事業資金	6	41,250	9	82,270	3	41,020	50.0	99.4
内	公害防除資金	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
. :	商店街空き店舗等利用資金	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
٦/١	環境管理対策資金	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	独立支援資金	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	へ、ソチャービジ、収等支援資金	10	97,100	18	68,900	8	△ 28,200		△ 29.0
	計	33	209,270	64	307,620	31	98,350	93.9	47.0
43	金額別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	100万円以内	2	1,050	8	7,300	6	6,250		595.2
	100万円超~300万円以内	10	22,420	26	53,130	16	30,710		137.0
—	300万円超~500万円以内	9	38,500	15	67,690	6	29,190		75.8
内	500万円超~750万円以内	3	20,200	3	20,000	0	△ 200		$\triangle 1.0$
訳	750万円超~1,000万円以内	3	28,000	7	70,000	4	42,000		150.0
	1,000万円超~1,500万円以内	3	42,500	1	12,500	△ 2	△ 30,000		△ 70.6
	1,500万円超~2,000万円以内	3	56,600	4	77,000	1	20,400		36.0
		33	209,270	0 64	307,620	31	98,350	93.9	0.0 47.0
	П	55					30,330	33.3	
5	返済期間別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	1年以内	0	0	0	0	0	0		0.0
内	1年超~3年以内	3	18,720	10	27,400	7	8,680		46.4
訳	3年超~5年以内	24	157,350	42	184,720	18	27,370		17.4
ш/ С	5年超~7年以内	6	33,200	12	95,500	6	62,300		187.7
	7年超~10年以内	0	200.270	0	207.620	0	00 250		0.0
1	計	33	209,270	64	307,620	31	98,350	93.9	47.0

市川市中小企業融資制度 融資のしおり(令和3年度改定版)

令和3年10月現在

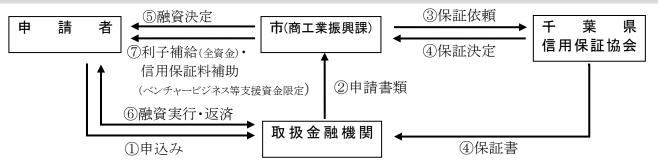
市川市中小企業融資制度は、市内中小企業者の経営基盤の強化と安定化のために 必要な事業資金を融資するものです。

1. 利用区分・資金種別(詳細は中面に一覧表あり)

	区分	利用できる資金		
		小規	模企業者	小口零細企業保証制度資金
市内中小企業者		(従業員が一	-定の人数以下)	小規模事業資金
 ※市町村民税(特別区 民税を含む。)及び	業歴 1年以上			商店街空き店舗等利用資金
法人市民税を完成していること			上記以外	環境管理対策資金
元型していること				公害防除資金
	-	为開業予定者 養歴 5 年未満		ベンチャービジネス等支援資金

※信用保証協会の保証対象外業種(農林漁業・土地売買業(投機目的)・金融業等)は、本制度の対象外です。

2. 申込みから融資までの手続きの流れ



- ①申請者は、取扱金融機関にて融資の申込みをします。
- ②取扱金融機関から市に申請書類が提出されることにより、市は申込みを受け付けます。
- ③市は、申請の要件を確認した後、千葉県信用保証協会に対して申請案件の信用保証を依頼します。
- ④千葉県信用保証協会による審査の後、信用保証の保証承諾の有無について、市と取扱金融機関に回答があります。
- ⑤市は、千葉県信用保証協会の回答(保証承諾)に基づいて、融資決定通知書を申請者に送付します。
- ⑥取扱金融機関は、市の融資決定を受けた申込み案件に対し、融資を実行します。
- ⑦市は、返済状況等の利子補給の要件を確認し、支払利子の一部を利子補給金として交付します(年2回)。 ベンチャービジネス等支援資金に関しては、利子補給に加えて信用保証料を一括で支払われる方に対し、 信用保証料補助金を交付します。

〈お問い合わせ先〉市川市 経済部 商工業振興課(融資担当)
〒272-0021 市川市八幡3丁目3番2-408号 TEL:047-712-8779 FAX:047-712-8781

[申請に必要な書類](下記以外の書類についても、必要に応じてご提出をいただく場合があります。)

- 1. 全ての資金種別で必要な書類 ※保証協会提出用の「保証関係書類送付書(複写式)」を添付してください。
- (1) 市指定様式
- ・中小企業資金融資申請書 ・市民税納付状況の調査に係る承諾書、委任状 ・個人情報の取扱いに関する同意書 (2) 千葉県信用保証協会所定の書式
- ・信用保証委託申込書・信用保証依頼書・個人情報の取扱いに関する同意書(協会用)
- (3) その他
- ・代表者個人の市(県)民税納税証明書(融資申込受付日により、必要書類が異なります。)

融資由认	令和3年4月~令和3年7月	→令和2年度市(県)民税納税証明書(原本)
附貝中心 马什	令和3年8月~令和4年2月	→令和 2 年度·令和 3 年度市(県)民税納税証明書(原本)
נויע	令和4年3月	→令和3年度市(県)民税納税証明書(原本)

- ※納税証明書が非課税対象者で取得できない場合、非課税証明書が必要です。
- ※市内で事業を営む市外居住の個人事業主の場合、地方税法第294条第1項第2号の定めに基づく市町村民税を市川市に 納めていることが必要です。
- 法人市民税納税証明書(原本)(直近決算期の分)
 - ※開業後間もなく法人市民税の課税がない方は、法人市民税納税証明書に代わり法人届出書の写しが必要です。
- ・印鑑証明書の写し(個人・法人。法人の場合は、法人分+代表者個人分)
- ・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し/会社定款の写し(法人のみ)
- ・確定申告書(決算書)の写し(直近決算期を含む2期分。業歴が1期のみの方は1期分)

2. 資金種別によって必要な書類

「みずけ銀行〕

江戸川

船橋 行徳

市川

〔りそな銀行〕

03-3677-2221

047-423-4701

357-6161

334-0185

中山

浦安

334-1717

354-3711

原木中山 335-2121

ベンチャービジネス等支援資金・・・創業・再挑戦計画書【協会書式】

- 3. 申請内容や申請者の業種などに応じて必要な書類
- (1) 決算期から6ヶ月以上経過の場合・・・試算表、または月別売上表
- (2) 使途が設備資金の場合・・・見積書写し/契約書写し、設備資金検討表【協会書式】(必要に応じて)
- (3) 建築確認が必要な建物等の場合・・・建築確認に係る確認済証の写し
- (4) 店舗等物件の賃貸者契約を結ぶ場合・・・賃貸借契約書の写し(必要に応じて、店舗所在地の地図等も添付が必要)
- (5) 賃借物件の改装工事等を行う場合・・・改装承諾書(賃貸借契約書に特記事項がある場合は不要)
- (6) 担保を付す場合・・・不動産登記簿謄本、担保物件公図及び案内図

「千葉銀行〕

- (7) 保証人を付す場合・・・保証人等明細【協会書式】 (8) 許認可が必要な業種の場合・・・許認可証の写し
- (9) 建設業(軽微な建設工事のみの請負業者)の場合・・・宣誓書(建設業) 【協会書式】、受注明細書【協会書式】
- (10) 外国人の場合・・・住民票及び在留カード写し(在留資格及び期限、就労制限の有無が確認できることが必要)娯楽業中

「古笹组行」

「甜口信田全庫」

| (11) 宣誓書(娯楽業/性風俗関連特殊営業) 【協会書式】の必要の有無は、千葉県信用保証協会にご確認ください。

[取扱金融機関・店舗一覧](統一金融機関コード順)

לבן	し十朱蚁 行	J	し、果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J	【别口信用】	亚焊丿
(幡/松戸	松戸	364-2101	中山	335-6101	行徳駅前	397-6211
I/西葛西	市川	322-0161	本八幡	378-2511		
*/ ヲ . ユネ) マ クロクニ) ー Lフ テホンタッ の		322-0181	北方	336-1181	〔東京東信	用金庫〕
	浦安	351-2141	浦安	351-2101	市川	373-8411
パスにて対応	中山	334-1145	行徳	356-9111	市川南	323-1535
-9555)	西船橋	047-434-3311	原木中山	393-1511	本八幡	378-3561
	行徳	397-7111	市川	324-2121	南行徳	356-7811
銀行〕	高塚	391-5221	矢切	362-8011		
03-3658-2151	松飛台	386-7111			〔東栄信用:	金庫〕
323-1671	矢切	365-2181	〔東京ベイ	信用金庫〕	浦安	352-1111
354-3341	新浦安	354-2011	本店	326-1111		
323-2125	南行徳	358-4001	八幡	334-2511	〔小松川信	用金庫〕
322-3531	本八幡南	377-8751	行徳	357-2111	市川南	378-2711
				371-3471		
〔三井住友銀行〕		銀行〕		363-7171	〔第一勧業·	信用組合〕
333-3371		710-2211		338-1111		03-3678-6991
396-3111		326-8111	• •• •		••••	
326-1641		335-3161				
	MM/松戸 I/西葛西 デによる融資の けは、エンゲージィスにて対応 -9555) 銀行〕 03-3658-2151 323-1671 354-3341 323-2125 322-3531 銀行〕 333-3371 396-3111	M幡/松戸 /西葛西 市川 本八幡 清による融資の けは、エンゲージ (スにて対応 -9555) 西橋 行徳 銀行〕 高塚 323-1671 公子 323-1671 公子 323-2125 公子 322-3531 本八幡南 銀行〕 「千葉興業 東松戸 396-3111 市川	Mm 松戸 松戸 364-2101 1/西葛西 市川 322-0161 本八幡 322-0181 浦安 351-2141 中山 334-1145 145	Mm 松戸 松戸 364-2101 中山 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一	松戸 松戸 松戸 364-2101 中山 335-6101 1/西葛西 市川 322-0161 本八幡 378-2511 本八幡 322-0181 北方 336-1181 浦安 351-2101 浦安 351-2101 浦安 356-9111 一9555 西船橋 047-434-3311 原木中山 324-2121 東京ベイ信用金庫 323-1671 矢切 365-2181 東京ベイ信用金庫 323-2125 南行徳 358-4001 八幡 334-2511 323-3531 東八幡南 377-8751 天切 363-7171 第次保 371-3471 銀行 171 323-111 第次子 710-2211 大野 338-1111 336-3111 市川 326-8111	松戸 松戸 364-2101 中山 335-6101 行徳駅前 「一本 大野 364-2101 中山 335-6101 行徳駅前 「一本 大野 364-2511 本八幡 378-2511 本八幡 322-0181 北方 336-1181 【東京東信 東京東信 東京による融資の 市川 334-1145 行徳 356-9111 市川 市川 74年 74年

市川市中小企業融資制度資金一覧表(令和3年度改定版)

資金種別 (注 1~5)	資金概要·融資対象者·利用要件	資金 使途 (注 6)	融資 限度額 (単位:万円)	融資期間	融資利率	利子補給率 (注 7・8)	信用保証・信用保証料率・信用保証料補助
小口零細 企業保証 制度資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下。商業・サービス業は5人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は20人以下)が事業に必要とする資金 商業とは卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。 当資金の申込みにあたり、千葉県信用保証協会が設けている小口零細企業保証制度の要件を満たすことが必要です。 既存の信用保証協会の保証付き融資残高(市川市中小企業融資制度以外の利用も含む)がある場合は、2,000万円から当該残高を減じた額が融資限度額となります。	運転設備	2,000	【運転資金】 7年以内 (据置期間: 6ヶ月以内) 【設備資金】 7年以内	融資期間 適用 利率 ①1 年以内 1.5% ②1 年超~3 年以内 1.9% ③3 年超~5 年以内 2.1% ④5 年超~7 年以内 2.4% ③プハロ零細企業保証制度資金は「7年超~10 年以内」の設定がありません。	1~41.2%	【信用保証】小口零細企業保証(責任共有対象除外)(注9) 【信用保証料率】 <個人> ②貸借対照表を作成している場合:状況に応じて9段階(下表B) ②貸借対照表を未作成の場合:一定料率(年1.35%) ②特別小口保険適用の場合:一定料率(年1.00%) <法人> ②状況に応じて9段階 ☞ 有担保保証(担保提供がある場合):0.10%信用保証料割引 (※特別小口保険適用は対象外) 【信用保証料補助】:無
小規模事業資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下。商業・サービス業は5人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は20人以下)が事業に必要とする資金 商業とは、卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。	運転設備	2,000	(据置期間: 1年以内)	通知問題	⑤ ~ ⑧1.3%	【信用保証】普通保証(責任共有対象)(注9) 【信用保証料率】 〈個人・法人とも〉 ②貸借対照表を作成している場合:状況に応じて9段階(下表A)
商店街 空き店舗等 利用資金	1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者(市内・市外は問わない)が、市内の 商店街等で1カ月以上空き店舗となっている店舗で小売業、飲食業、一定のサービス業を 開始するために必要とする資金	運転設備	2,000	【運転資金】 5年以内	融資期間利率⑤1 年以内1.8%⑥1 年超~3 年以内2.2%⑦3 年超~5 年以内2.4%	5~9 1.3%	◎貸借対照表を未作成の場合 :一定料率(年 1.15%)☞ 有担保保証(担保提供がある場合):0.10%信用保証料割引<保証料率表>A:責任共有 対象の資金 対象除外の資金
環境管理 対策資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者が、以下の目的で要する資金 ◇運転資金:ISO14001 の認証取得のための研修、コンサルタント契約、登録 ◇設備資金:ISO14001 の認証に基づき環境管理設備に要する資金 「おの環境担当課の承認が必要です。申込み前にご相談ください。	運転設備	2,500	(据置期間: 6ヶ月以内) 【設備資金】 10年以内	⑧5年超~7年以内 2.7%⑨7年超~10年以内 3.0%☞小規模事業資金は「7年超~10年以内」の設定がありません。	\$\begin{align*} \begin{align*} \begi	0.45% 0.50% 0.60% 0.70% 0.80% 0.90% 1.00% 1.10% 1.15% 1.35% 1.35% 1.60% 1.55% 1.80%
公害防除資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者が、市内の工場・事業所に公害防除施設の設置や改善、又は工場の市内移転のために必要とする設備資金市の環境担当課の承認が必要です。申込み前にご相談ください。	設備	2,500	(据置期間: 1年以内)		\$1.8% 6~ 92.0%	1.75% 2.00% 1.90% 2.20% 【信用保証料補助】:無
ベンチャー ビジネス等 支援資金	「産業競争力強化法」に基づき、事業開始又は事業継続のために必要とする資金 【創業者(いずれも新たに市内に事業所を設置して、事業を開始するもの)】 ◇事業をしておらず、新たに1月以内に開業する個人(注10) ◇事業をしておらず、新たに2月以内に会社を設立して開業する個人 ◇中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに設立する中小企業者である会社 【新規中小企業者(いずれも市内に事業所を有するもの)】 ◇業歴5年未満の個人(事業開始以前に事業を営んでいなかった者)(注10) ◇業歴5年未満の会社(会社設立の日以前に事業を営んでいなかった者)	運転設備	2,000 (市外 居住者等 :1,000)	【運転資金】 5年以内 (据置期内) 6ヶ月以内) 【設備資金】 7年以内 (据置期内)	融資期間 適用 利率 ①1 年以内 1.5% ①1 年超~3 年以内 1.9% ②3 年超~5 年以内 2.1% ③5 年超~7 年以内 2.4% ②ベンチャービジネス等支援資金は「7年超~10年以内」の設定がありません。	①1.5% ①~③1.9%	【信用保証】創業関連保証(責任共有対象除外)(注 9) 【信用保証料率】 一定料率: 1 件当たり年 0.80% 【信用保証料補助】有 全額補助(補助上限額:247,500 円) ※令和 4 年 3 月 31 日までに融資が実行されるもの 『ベンチャービジネス等支援の「市外居住者等」は、以下に該当する場合 【創業者】(申込み時点) ○市内に居住していない、又は居住期間が 1 年未満の個人 ○市内に事業所がない、又は事業所保有期間が1年未満の会社 【新規中小企業者】(申込み時点) ○市内に居住していない個人

- (注 1) 融資資金の返済方法は、元金均等です。 (注 2)申請者が個人の場合は、原則として保証人は不要です。 (注 3)申請者が法人の場合は、原則として代表者が連帯保証人となります。
- (注 4) 申請者が外国人の場合は、住民票等に記載の在留期間が融資期間を超えていることが必要です。
- (注 5) NPO 法人の場合、「小口零細企業保証制度資金」及び「ベンチャービジネス等支援資金」は対応する信用保証がないため、利用が出来ません。(ただし、医業を主たる事業とする法人は、「小口零細企業保証制度資金」の対象になります。)
- (注 6) 運転資金は、主たる事業所が市内にある場合、設備資金は市内に設備を設置する場合に限ります。 (注 7)利子補給は融資実行日から5年間を限度とし、上期(9月)・下期(3月)の年2回、取扱金融機関を通じて申請者の口座に振り込みます。
- (注 8) 市民税及び法人市民税の完納要件は、全ての資金に該当し、利子補給金受領時にも一律に適用されます。 (注 9)責任共有制度の対象資金は、信用保証協会 80%および金融機関 20%の保証、対象除外資金は信用保証協会 100%の保証となります。
- (注 10) ベンチャービジネス等支援資金について、申請者が個人の場合は、年齢が申請時において 25 歳以上であることが必要です。

令和3年分支払利子に対する利子補給率の特例措置について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内事業者への資金繰りの一環として、市川市中小企業融資制度利用者が令和3年1月から同年12月までに支払う利子について、特例措置により利子補給率を引き上げ、融資利率と同率に変更いたします。

1. 利子補給率 (融資期間5年の場合)

資金名	通常の利子補給率	特例措置による利子補給率			
小口零細企業保証制度資金	1.2%	2.1%			
小規模事業資金	1.3%	2.4%			
商店街空き店舗等利用資金	1.3%	2.4%			
環境管理対策資金	2.0%	2.4%			
公害防除資金	2.0%	2.4%			
ベンチャービジネス等支援資金	1.9%	2.1%			

2. 対象

令和3年1月から同年12月までに支払う利子

3. 利子補給時期

- ・令和3年上期(注:上期利子補給については終了いたしました。) 令和3年1月から6月までの支払利子は、同年9月末に利子補給
- ・令和3年下期 令和3年7月から12月までの支払利子は、翌年3月末に利子補給

4. 申請方法

融資申込時に融資制度の利用者から取扱金融機関に対して利子補給の申請手続きの委任を されているため、融資制度利用者が利子補給申請をする必要はありません。

5. その他

融資実行日から5年を経過しているもの又は利子補給対象要件を満たさないもの(市民税の滞納、返済の遅延、返済期間延長等の約定変更、市外への転出又は所在の確認が取れない場合、廃業等)は、利子補給対象外となります。

中小企業融資及び利子補給に関する条例・規則集

(令和3年度第1回中小企業融資制度審議会配付用)

令和3年度改定版 市 川 市

目 次

1	中小企業資金		
	(1)市川市中小企業資金融資及び利子補給条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1
	(2)市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	8
2	之。 独立支援資金		
	(1)(旧)市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例・・・・・・	•]	1 4
	(2)(旧)市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則・・・	•]	1 9
3	ペンチャービジネス等支援資金		
	(1)市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例・・・・・・	• 2	2 6
	(2)市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則・・・	. 9	3 1

平成16年3月19日条例第9号

改正

平成19年9月25日条例第32号 平成20年3月28日条例第2号 平成20年3月31日条例第18号 平成20年3月31日条例第19号 平成23年3月28日条例第2号 平成23年3月28日条例第4号 平成23年3月28日条例第21号 平成23年6月20日条例第30号 平成25年9月18日条例第38号 平成30年3月22日条例第14号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例

市川市中小企業資金融資条例(昭和42年条例第19号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、事業に要する資金の調達が困難な中小企業者に対し、金融機関からの資金の 融資を円滑にするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、市内の中小企業の振 興を図ることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第 1項に規定する中小企業者のうち、市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する法人及び個 人をいう。
 - (2) 小規模企業者 法第2条第3項に規定する小規模企業者のうち、市内に店舗、工場、事務 所、営業所等を有する法人及び個人をいう。
 - (3) 小規模事業資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金のうち、小口零細企業保証 制度資金以外のものをいう。
 - (4) 小口零細企業保証制度資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金のうち、国が定める小口零細企業保証制度に基づき千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が債務の全額を保証するものをいう。
 - (5) 商店街空き店舗等 商店街並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号 に規定する近隣商業地域及び商業地域内にある店舗その他の事業活動のための施設であって事業の用に供されていないもののうち規則で定める要件を備えるものをいう。
 - (6) 商店街空き店舗等利用資金 商店街空き店舗等において小売業、飲食業又は規則で定めるサービス業を開始するために要する資金をいう。
 - (7) 公害防除資金 市内の工場又は事業所から発生する公害を防除するために行う公害防除施設の設置若しくは改善又は工場移転(市内への移転に限る。)に要する資金をいう。
 - (8) 環境管理対策資金 ISO14001(国際標準化機構が作成した環境管理に関する国際規格をいう。)の認証を取得するために要する資金をいう。

一部改正〔平成19年条例32号・25年38号〕

(融資対象者等)

- 第3条 前条第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる資金(以下「融資資金」という。) の融資対象者、融資限度額、使途、融資期間及び融資利率は、別表に定めるとおりとする。
 - 一部改正〔平成19年条例32号〕

(融資の要件)

- 第4条 融資資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
 - (1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
 - (2) 融資対象となる施設は、市内に設置するものであること。
 - (3) 市内で1年以上同一事業を継続して営んでいること。
 - (4) 市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していること。
 - (5) 連帯保証人を付し、又は担保を提供することができること。
 - (6) 保証協会の保証を受けることができること。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、商店街空き店舗等利用資金の融資を受けようとする者にあっては、同号に掲げる要件のうち事業を営んでいる場所が市内であることを要しない。
- 3 第1項第5号の規定にかかわらず、法第3条の3第1項に規定する特別小口保険の適用を受ける小規模企業者及び保証協会の審査において連帯保証人を付し、又は担保を提供する必要がないと判断された者にあっては、同号に掲げる要件を備えることを要しない。
 - 一部改正〔平成19年条例32号・23年21号〕

(融資金融機関)

- 第5条 融資資金の融資を行う金融機関(以下「融資金融機関」という。)は、規則で定める。 (原資の預託)
- 第6条 市は、融資資金の融資を円滑に行わせるため、融資金融機関に融資資金の原資を預託する ものとする。

(融資の方法)

- 第7条 融資資金の融資は、市長が適当と認めるものについて、融資資金の融資を受ける者と融資金融機関との間で金銭消費貸借契約(以下「融資契約」という。)を締結することにより行う。
- 2 市長は、前項の適当と認める融資について、融資資金の融資を受ける者に条件を付することが できる。

(信用保証料)

- 第8条 融資資金の融資を受けた者(以下「借入者」という。)は、保証協会に信用保証料を支払 わなければならない。
- 2 前項の信用保証料の料率は、保証協会の定めるところによる。 (お※)
- 第9条 融資を受けた融資資金の弁済の方法は、原則として元金均等弁済とする。
- 2 融資を受けた融資資金は、融資契約で定めた融資の期間の満了の時までに弁済しなければならない。
- 3 融資を受けた融資資金について、市長が適当と認めるときは、融資のあった日の属する月の翌 月から、運転資金にあっては6月を、設備資金にあっては1年を限度に、元本の弁済を猶予する

ことができる。

(保証協会への損失補償)

第10条 市は、融資を受けた融資資金を保証協会が借入者に代わって弁済したときは、保証協会との契約に基づき、当該弁済した額の10分の2に相当する額の範囲内の額を保証協会に補償するものとする。

(保証協会及び融資金融機関の責任の共有等)

- 第11条 保証協会及び融資金融機関は、融資資金(小口零細企業保証制度資金を除く。)の融資について国が定める基準に従い責任を共有するものとする。
- 2 保証協会及び融資金融機関は、中小企業者に対し、相互に連携して融資資金の融資の実行及び その後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。
- 3 市は、前項の規定による経営支援について中小企業者に十分な周知を行う等、当該経営支援に 協力するものとする。

追加〔平成19年条例32号〕

(利子補給)

- 第12条 市は、借入者が融資資金の融資について融資金融機関に利子を支払ったときは、当該利子を支払ったときの当該融資の元本の残高に応じ、年5.0パーセント以内で規則で定める率の利子補給を行うものとする。
- 2 前項の利子補給を行う期間は、融資契約で定めた融資の期間とする。ただし、当該期間が5年 を超えるときは、5年とする。
 - 一部改正〔平成19年条例32号〕

(返還等)

- 第13条 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、融資を受けた融 資資金を融資金融機関に一括して弁済させることができる。
 - (1) 融資を受けた目的以外の使途に融資資金を使用したとき。
 - (2) 第7条第2項の条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により融資資金の融資を受けたとき。
- 2 市長は、借入者が利子補給を受けた後に繰上弁済又は一括弁済をしたことにより融資金融機関から既に支払った利子の返還を受けたときは、当該返還を受けた利子に係る利子補給金を返還させることができる。
- 3 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けた融資資金に係る利子補給を停止し、若しくは当該利子補給の決定を取り消し、又は融資を受けた融資資金に係る利子補給の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 融資を受けた目的以外の使途に融資資金を使用したとき。
 - (2) 第7条第2項の条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により融資資金の融資を受けたとき。
 - (4) 融資契約のとおりに融資資金を弁済しないとき。
 - (5) 市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有しなくなったとき。
 - (6) 市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を滞納したとき。
 - (7) 融資資金に係る利子補給を決定したときに付した条件に違反したとき。
 - 一部改正〔平成19年条例32号〕

(市川市中小企業融資制度審議会)

- 第14条 本市の中小企業者に係る融資制度について、市長の諮問に応じ調査審議するため、市川市 中小企業融資制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 - 一部改正〔平成19年条例32号〕

(組織等)

- 第15条 審議会は、次に掲げる非常勤の委員6人をもって組織し、当該委員は、市長が委嘱する。
 - (1) 議会の議長 1人
 - (2) 議会の建設経済委員会の委員長 1人
 - (3) 市川商工会議所の代表者 1人
 - (4) 学識経験のある者 3人
- 2 委員の任期は、前項第1号及び第2号の委員にあってはその職にある期間とし、同項第3号及 び第4号の委員にあっては2年(補欠の委員の任期は、前任者の残任期間)とする。
- 3 第1項第3号及び第4号の委員は、再任されることができる。
 - 一部改正〔平成19年条例32号・20年18号・19号・23年30号〕

(会長及び副会長)

- 第16条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 一部改正〔平成19年条例32号〕

(会議)

- 第17条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。
 - 一部改正〔平成19年条例32号〕

(事務)

- 第18条 審議会の事務は、経済部において処理する。
 - 一部改正〔平成19年条例32号・20年2号・23年2号〕

(報酬及び費用弁償)

- 第19条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する 条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用 を弁償する。
 - 一部改正〔平成19年条例32号・23年4号〕

(委任)

- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 - 一部改正〔平成19年条例32号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(市川市中小企業育成資金利子補給条例の廃止)

- 2 市川市中小企業育成資金利子補給条例(昭和40年条例第30号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の規定は、平成16年4月1日以後に同条例 及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同 日前に改正前の市川市中小企業資金融資条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資 金の貸付け並びに前項の規定による廃止前の市川市中小企業育成資金利子補給条例の規定により 申請のあった利子補給については、なお従前の例による。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成19年9月25日条例第32号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条及び別表の規定は、平成23年4月1日以後に融資の申請のあった資金について 適用し、同日前に融資の申請のあった資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年6月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月18日条例第38号)

この条例は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第57号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表小口零細企業保証制度資金の項及び同表備考2の規定は、平成30年4月1日以後 に融資の申請のあった改正後の第2条第4号に規定する小口零細企業保証制度資金について適用 し、同日前に融資の申請のあった改正前の第2条第4条に規定する小口零細企業保証制度資金に ついては、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

種類	融資対象者	融資限度額	使途	融資期間	融資利率
小規模事	小規模企業者	2,000万円	運転資金	7年以内	市と融資金融機 関との間で定め る利率
業資金			設備資金	7年以内	市と融資金融機 関との間で定め る利率
小口零細	業保証 小規模企業者	2,000万円	運転資金	7年以内	市と融資金融機 関との間で定め る利率
企業保証 制度資金			設備資金	7年以内	市と融資金融機 関との間で定め る利率
商店街空	街空き店舗等におい て小売業 飲食業又は	2,000万円	運転資金	5年以内	市と融資金融機 関との間で定め る利率
き店舗等 利用資金			設備資金	10年以内	市と融資金融機 関との間で定め る利率
公害防除 資金	中小企業者	2,500万円	設備資金	10年以内	市と融資金融機 関との間で定め る利率
環境管理	中小企業者	2,500万円	運転資金	5年以内	市と融資金融機 関との間で定め る利率
対策資金			設備資金	10年以内	市と融資金融機 関との間で定め る利率

備考

- 1 小規模事業資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。
- 2 小口零細企業保証制度資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。ただし、小口零細企業保証制度資金の融資を受けようとする場合において、信用保証協会の保証を受けた融資の元本の残高があるときは、2,000万円から当該残高を減じて得た額とする。
- 3 商店街空き店舗等利用資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円と する。
- 4 環境管理対策資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,500万円とする。
 - 一部改正〔平成19年条例32号・23年21号・30年14号〕

改正

平成17年3月31日規則第18号平成18年12月14日規則第81号平成19年10月1日規則第42号平成20年3月26日規則第7号平成21年4月1日規則第29号平成26年2月14日規則第2号平成27年3月23日規則第11号平成28年3月31日規則第24号平成28年3月31日規則第46号平成30年3月22日規則第5号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則

市川市中小企業資金融資条例施行規則(昭和43年規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市中小企業資金融資及び利子補給条例(平成16年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(商店街空き店舗等の要件)

- 第2条 条例第2条第5号に規定する規則で定める要件は、1月以上事業の用に供されていないこととする。
 - 一部改正〔平成19年規則42号〕

(規則で定めるサービス業)

- 第3条 条例第2条第6号に規定する規則で定めるサービス業は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) クリーニング業
 - (2) 日用品のレンタル業
 - (3) 医業
 - (4) 写真業
 - (5) 理容業及び美容業
 - (6) 日用品の修理業
 - (7) 学習塾
 - (8) その他前各号に類するものとして市長が認めるもの
 - 一部改正〔平成19年規則42号〕

(融資金融機関)

- 第4条 条例第5条の規定により規則で定める融資金融機関は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 株式会社千葉銀行
 - (2) 株式会社千葉興業銀行
 - (3) 株式会社京葉銀行
 - (4) 株式会社三菱UFJ銀行
 - (5) 株式会社みずほ銀行

- (6) 株式会社りそな銀行
- (7) 株式会社三井住友銀行
- (8) 東京ベイ信用金庫
- (9) 東京東信用金庫
- (10) 朝日信用金庫
- (11) 小松川信用金庫
- (12) 東栄信用金庫
- (13) 第一勧業信用組合
- 2 前項各号に定める融資金融機関において融資資金の融資を取り扱う店舗は、市長が別に定める。 一部改正〔平成18年規則81号・26年2号・27年11号・30年5号〕

(融資の申請)

- 第5条 融資資金の融資を受けようとする者は、市川市中小企業資金融資申請書(様式第1号)に 次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 信用保証委託申込書
 - (2) 確定申告書の写し
 - (3) 融資を受けようとする者が市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
 - 一部改正 [平成19年規則42号·26年2号·30年5号]

(融資の決定の通知)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、融資資金の融資の適否を決定し、速やかに、市川市中小企業資金融資決定通知書(様式第2号)により融資を受けようとする者に通知するものとする。
 - 一部改正〔平成19年規則42号〕

(設備等設置完了届)

- 第7条 小規模事業資金、小口零細企業保証制度資金、商店街空き店舗等利用資金、公害防除資金 又は環境管理対策資金(次条において「小規模事業資金等」という。)の融資を受けた者は、当 該融資に係る設備等の設置を完了したときは、当該設備等の設置を完了した日から7日以内に設 備等設置完了届(様式第3号)を市長に提出するものとする。
 - 一部改正〔平成19年規則42号・26年2号〕

(設備等の設置の確認)

- 第8条 市長は、前条の規定による届出があったときは、小規模事業資金等の融資に係る設備等の 設置の状況を確認するものとする。
 - 一部改正〔平成19年規則42号・26年2号〕

(融資状況の報告)

- 第9条 融資金融機関は、融資資金の融資の状況について毎月1回市長に報告するものとする。
 - 一部改正〔平成19年規則42号〕

(利子補給率)

第10条 条例第12条第1項に規定する規則で定める率(以下「利子補給率」という。)は、次の表の左欄に掲げる融資資金の種類の区分に応じ、同表の右欄に定める率とする。ただし、自然災害

による被害の復旧のために小規模事業資金又は小口零細企業保証制度資金の融資を受ける場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、これを変更することができる。

融資資金の種類	利子補給率(年利)
小規模事業資金	1. 3パーセント
小口零細企業保証制度資金	1. 2パーセント
商店街空き店舗等利用資金	1. 3パーセント
公害防除資金	2. 0パーセント
環境管理対策資金	2. 0パーセント

- 2 利子補給率が融資資金に係る融資の利率を超えるときは、前項の規定にかかわらず、融資資金に係る融資の利率を利子補給率とする。
 - 一部改正〔平成19年規則42号・20年7号・28年24号〕

(利子補給金の交付の時期)

- 第11条 融資資金の融資に係る利子補給金(以下「利子補給金」という。)は、融資金融機関に利子を支払った期間が1月から6月までのものにあっては9月に、7月から12月までのものにあっては翌年の3月に交付するものとする。
 - 一部改正〔平成19年規則42号〕

(利子補給金の交付の申請)

- 第12条 利子補給金を受けようとする者は、市川市中小企業資金利子補給金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 利子補給金を受けようとする者からの委任を受けて利子補給金を受けようとする融資金融機関は、市川市中小企業資金利子補給金一括交付申請書(様式第5号)に利子補給金を受けようとする者からの委任状を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該委任につき既に委任状が提出されているときは、委任状を添付することを要しない。
- 3 前2項の場合において、利子補給金を受けようとする者が市町村民税の課税対象者であるときは、当該市町村民税を完納していることを証する書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、その者が本市の市民税を完納していることを公簿等により確認することができるときは、その者の同意を得てその事実を証する書類の提出を省略させることができる。
- 4 第1項及び第2項の申請書は、9月に交付を受ける利子補給金に係るものにあっては7月31日までに、3月に交付を受ける利子補給金に係るものにあっては1月31日までに提出しなければならない。
 - 一部改正〔平成26年規則2号〕

(利子補給金の交付の決定)

- 第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、利子補給金の交付の可否を決定し、速やかに、市川市中小企業資金利子補給金交付決定通知書(様式第6号)により利子補給金を受けようとする者に通知するものとする。
 - 一部改正〔平成19年規則42号〕

(利子補給金の交付の請求)

第14条 前条の規定による利子補給金の交付の決定の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求

しようとするときは、市川市中小企業資金利子補給金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則の廃止)

2 市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則(昭和40年規則第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成16年4月1日以後 に申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業資 金融資条例施行規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び前項の規定による廃止前の市川 市中小企業育成資金利子補給条例施行規則の規定により申請のあった利子補給については、なお 従前の例による。

(小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給率の特例)

4 平成20年10月31日から平成21年3月31日までの間において、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行う小規模企業者が第5条の規定により小口零細企業保証制度資金の融資の申請を行った場合における当該融資に係る利子補給率については、第10条第1項の規定にかかわらず、条例第7条第1項に規定する融資契約において定められた融資の期間のうち、最初の2年を経過する日までの間にあっては年2.1パーセント、その後3年を経過する日までの間にあっては年1.3パーセントとする。

追加〔平成21年規則29号〕、一部改正〔平成26年規則2号〕

5 前項に規定する利子補給率の適用を受ける小口零細企業保証制度資金の額は、一の小規模企業 者当たり1,000万円を限度とする。

追加〔平成21年規則29号〕

6 附則第4項の規定の適用がある場合における第10条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第4項」とする。

追加〔平成21年規則29号〕

附 則(平成17年3月31日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が 残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則(平成18年12月14日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月1日規則第42号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第1項の規定は、平成20年4月1日以後に融資の申請がされる融資資金に係る 利子補給について適用し、同日前に融資の申請がされた融資資金に係る利子補給については、な お従前の例による。

附 則(平成21年4月1日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行し、改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条 例施行規則の規定は、平成20年10月31日から適用する。

(利子補給金の内払)

2 平成20年10月31日から平成21年3月31日までの間において、改正前の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付された小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給金は、改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付される小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給金の内払とみなす。

附 則(平成26年2月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月23日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則第10条第1項の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条及び第9条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に申請のあった融資に係る利子補給について適用し、同日前に申請のあった融資に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月31日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

全部改正〔平成26年規則2号〕

様式第2号(その1) (第6条関係)

一部改正〔平成26年規則2号〕

様式第2号(その2) (第6条関係)

一部改正〔平成17年規則18号・28年46号〕

様式第3号(第7条関係)

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第4号(第12条関係)

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第5号(第12条関係)

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第6号(その1) (第13条関係)

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第6号(その2) (第13条関係)

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第7号(その1) (第14条関係)

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第7号(その2) (第14条関係)

一部改正〔平成19年規則42号〕

平成12年3月22日条例第20号

改正

平成16年3月19日条例第10号 平成19年9月25日条例第33号 平成27年12月9日条例第52号 令和3年9月29日条例第34号

市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例

(目的)

- **第1条** この条例は、新たに独立して事業を行おうとする者に対し、金融機関からの資金の融資を 円滑にするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、市内の中小企業の振興を図 ることを目的とする。
 - 一部改正〔平成19年条例33号〕

(融資の対象者)

- **第2条** 独立支援資金(個人が新たに独立して事業を行うため必要とする資金をいう。以下同じ。) の融資を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する個人であって、新たに市内に 事業所を設置して事業を開始するものとする。
 - (1) 同一の中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び 第2号に規定する会社及び個人並びに同項第5号に規定する法人のうち、市内に事業所を有す るものをいう。)が経営する事業所に3年以上継続して勤務し、かつ、当該中小企業者と同一 の事業を営もうとする者
 - (2) 理容師、公認会計士、建築士その他法律で定める資格であって規則で定めるものを有する者
 - (3) 公共職業能力開発施設における職業訓練、独立行政法人中小企業基盤整備機構による研修 その他市長が適当と認める研修を修了した者
 - 一部改正〔平成16年条例10号・19年33号・27年52号〕

(融資の要件)

- 第3条 独立支援資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 ただし、千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の審査において連帯保証人を付し、 又は担保を提供する必要がないと判断された者にあっては、第4号に掲げる要件を備えることを 要しない。
 - (1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
 - (2) 25歳以上であること。
 - (3) 市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあっては、当該市町 村民税を完納していること。
 - (4) 連帯保証人を付し、又は担保を提供することができること。
 - (5) 保証協会の保証を受けることができること。
 - 一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(融資金融機関)

第4条 独立支援資金の融資を行う金融機関(以下「融資金融機関」という。)は、規則で定める。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(原資の預託)

- 第5条 市は、独立支援資金の融資を円滑に行わせるため、融資金融機関に独立支援資金の原資を 預託するものとする。
 - 一部改正 [平成16年条例10号・19年33号]

(融資の方法)

- 第6条 独立支援資金の融資は、市長が適当と認めるものについて、独立支援資金の融資を受ける者と融資金融機関との間で金銭消費貸借契約(以下「融資契約」という。)を締結することにより行う。
- 2 市長は、前項の適当と認める融資について、独立支援資金の融資を受ける者に条件を付することができる。
 - 一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(融資金額)

- 第7条 独立支援資金の融資を受けることができる額は、運転資金及び設備資金を合わせて、市内 に住所を有する者にあっては1,500万円を、市内に住所を有しない者にあっては1,000万円を限度 とする。
 - 一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(融資期間)

- 第8条 独立支援資金の融資の期間は、運転資金にあっては5年を、設備資金にあっては10年を限度とする。
 - 一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(融資利率)

- 第9条 独立支援資金の融資の利率は、市と融資金融機関との間で定める利率とする。
 - 一部改正「平成16年条例10号・19年33号]

(信用保証料)

- 第10条 独立支援資金の融資を受けた者(以下「借入者」という。)は、保証協会に信用保証料を 支払わなければならない。
- 2 前項の信用保証料の料率は、保証協会の定めるところによる。
 - 一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(弁済)

- 第11条 融資を受けた独立支援資金の弁済の方法は、原則として元金均等弁済とする。
- 2 融資を受けた独立支援資金は、融資契約で定めた融資の期間の満了の時までに弁済しなければならない。
- 3 融資を受けた独立支援資金について、市長が適当と認めるときは、融資のあった日の属する月の翌月から、運転資金にあっては6月を、設備資金にあっては1年を限度に、元本の弁済を猶予することができる。
 - 一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(保証協会への損失補償)

第12条 市は、融資を受けた独立支援資金を保証協会が借入者に代わって弁済したときは、保証協会との契約に基づき、当該弁済した額の10分の2に相当する額の範囲内の額を保証協会に補償す

るものとする。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(保証協会及び融資金融機関の責任の共有等)

- 第13条 保証協会及び融資金融機関は、独立支援資金の融資について国が定める基準に従い責任を 共有するものとする。
- 2 保証協会及び融資金融機関は、第2条各号に掲げる者に対し、相互に連携して独立支援資金の 融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。
- 3 市は、前項の規定による経営支援について第2条各号に掲げる者に十分な周知を行う等、当該 経営支援に協力するものとする。

追加〔平成19年条例33号〕

(利子補給)

- 第14条 市は、借入者が独立支援資金の融資について融資金融機関に利子を支払ったときは、当該利子を支払ったときの当該融資の元本の残高に応じ、年5.0パーセント以内で規則で定める率の利子補給を行うものとする。
- 2 前項の利子補給を行う期間は、融資契約で定めた融資の期間とする。ただし、当該期間が5年 を超えるときは、5年とする。
 - 一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(返環等)

- 第15条 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、融資を受けた独立支援資金を融資金融機関に一括して弁済させることができる。
 - (1) 融資を受けた目的以外の使途に独立支援資金を使用したとき。
 - (2) 第6条第2項の条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により独立支援資金の融資を受けたとき。
- 2 市長は、借入者が利子補給を受けた後に繰上弁済又は一括弁済をしたことにより融資金融機関から既に支払った利子の返還を受けたときは、当該返還を受けた利子に係る利子補給金を返還させることができる。
- 3 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けた独立支援資金に係る利子補給を停止し、若しくは当該利子補給の決定を取り消し、又は融資を受けた独立支援資金に係る利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 融資を受けた目的以外の使途に独立支援資金を使用したとき。
 - (2) 第6条第2項の条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により独立支援資金の融資を受けたとき。
 - (4) 融資契約のとおりに独立支援資金を弁済しないとき。
 - (5) 独立支援資金により開始した事業に係る事業所を市内に有しなくなったとき。
 - (6) 市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を滞納したとき。
 - (7) 独立支援資金に係る利子補給を決定したときに付した条件に違反したとき。
 - 一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(委任)

- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 - 一部改正〔平成16年条例10号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例の廃止)

2 市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例(昭和51年条例第27号)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成12年4月1日前に前項の規定による廃止前の市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び 利子補給条例(以下「旧条例」という。)に基づき貸付けを受けた者については、旧条例は、こ の条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成16年3月19日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例の規定は、平成16年4月1日以後 に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適 用し、同日前に改正前の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例及びこれに基づく規 則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月25日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(独立資金に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に融資を受けている改正前の市川市中小企業独立育成資金融資及び利子 補給条例(以下「旧条例」という。)第2条第3号に規定する独立資金(以下「独立資金」とい う。)は、改正後の第2条に規定する独立支援資金(以下「独立支援資金」という。)とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例に基づく規則の規定によりなされている独立資金の融資の申請 は、改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例に基づく規則の規定によりなさ れた独立支援資金の融資の申請とみなす。

(育成資金に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に融資を受けている旧条例第2条第4号に規定する育成資金及び旧条例 に基づく規則の規定により融資の申請がなされている当該育成資金については、なお従前の例に よる。

附 則(平成27年12月9日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年9月29日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例第6条、第14条及び第15条の規定

は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

平成12年3月31日規則第48号

改正

平成12年7月28日規則第94号 平成13年3月28日規則第15号 平成13年6月27日規則第46号 平成13年12月27日規則第70号 平成14年1月11日規則第3号 平成14年3月27日規則第12号 平成14年6月13日規則第34号 平成14年6月28日規則第38号 平成14年8月14日規則第41号 平成15年2月26日規則第2号 平成15年3月12日規則第6号 平成15年3月31日規則第34号 平成15年4月22日規則第54号 平成15年6月18日規則第56号 平成16年3月31日規則第31号 平成17年3月31日規則第18号 平成18年12月14日規則第81号 平成19年10月1日規則第43号 平成26年2月14日規則第2号 平成27年3月23日規則第11号 平成28年3月31日規則第24号 平成28年3月31日規則第46号 平成30年3月22日規則第5号 令和2年7月17日規則第61号 令和3年9月29日規則第48号

市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例(平成12年条例第20号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
 - 一部改正〔平成16年規則31号・19年43号〕

(規則で定める資格)

- 第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める資格は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 美容師
 - (2) 調理師
 - (3) クリーニング師
 - (4) 医師
 - (5) 歯科医師

- (6) 薬剤師
- (7) 税理士
- (8) 弁理士
- (9) 中小企業診断士
- (10) 社会保険労務士
- (11) 司法書士
- (12) 行政書士
- (13) 弁護士
- (14) 通訳案内業
- (15) 旅行業務取扱主任者
- (16) 自動車整備士
- (17) 不動産鑑定士
- (18) 土地家屋調査士
- (19) その他市長が前各号に定める資格と同等のものであると認める法律で定める資格 一部改正 [平成19年規則43号]

(融資金融機関)

- 第3条 条例第4条に規定する規則で定める融資金融機関は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 株式会社千葉銀行
 - (2) 株式会社千葉興業銀行
 - (3) 株式会社京葉銀行
 - (4) 株式会社三菱UFJ銀行
 - (5) 株式会社みずほ銀行
 - (6) 株式会社りそな銀行
 - (7) 株式会社三井住友銀行
 - (8) 東京ベイ信用金庫
 - (9) 東京東信用金庫
 - (10) 朝日信用金庫
 - (11) 小松川信用金庫
 - (12) 東栄信用金庫
 - (13) 第一勧業信用組合
- 2 前項各号に定める融資金融機関において融資資金の融資を取り扱う店舗は、市長が別に定める。 一部改正〔平成12年規則94号・13年15号・46号・70号・14年3号・12号・34号・38号・41号・ 15年2号・6号・54号・56号・16年31号・18年81号・19年43号・26年2号・27年11号・30年 5号〕

(融資の申請)

- 第4条 独立支援資金の融資を受けようとする者は、市川市中小企業資金融資申請書(様式第1号) に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 信用保証委託申込書
 - (2) 資金計画書
 - (3) 事業計画書

- (4) 融資を受けようとする者の住民票の写し
- (5) 融資を受けようとする者が市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の 場合にあっては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
- (6) 条例第2条第1号に該当する者にあっては、同一の中小企業者が経営する市内の事業所に 3年以上継続して勤務していたことを証する書類
- (7) 条例第2条第2号に該当する者にあっては、同号又は第2条各号に定める資格を有することを証する書類
- (8) 条例第2条第3号に該当する者にあっては、同号に規定する職業訓練、研修又は市長が適 当と認める研修を終了したことを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類
 - 一部改正〔平成16年規則31号・19年43号・26年2号〕

(融資の決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、独立支援資金の融資の適否を決定し、速 やかに、市川市中小企業独立支援資金融資決定通知書(様式第2号)により融資を受けようとす る者に通知するものとする。

全部改正〔平成19年規則43号〕

(開業届等)

- 第6条 独立支援資金の融資を受けた者は、独立支援資金の融資に係る事業を開始したときは、当該事業を開始した日又は当該事業に係る許認可を受けた日から7日以内に市川市中小企業独立支援資金融資開業届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 独立支援資金の融資を受けた者は、独立支援資金の融資に係る設備の設置を完了したときは、 当該設備の設置を完了した日から7日以内に市川市中小企業独立支援資金融資設備設置完了報告 書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成19年規則43号〕

(開業等の調査)

- **第7条** 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、独立支援資金の融資に係る事業が 開始されているかどうかについて調査するものとする。
- 2 市長は、前条第2項の規定による報告があったときは、独立支援資金の融資に係る設備等の設置の状況を調査するものとする。

全部改正〔平成19年規則43号〕

(融資状況の報告)

第7条の2 融資金融機関は、融資資金の融資の状況について毎月1回市長に報告するものとする。 追加〔平成26年規則2号〕

(利子補給率)

- 第8条 条例第14条第1項に規定する規則で定める率(以下「利子補給率」という。)は、年利1.9 パーセントとする。ただし、自然災害による被害の復旧のために独立支援資金の融資を受ける場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、これを変更することができる。
 - 一部改正〔令和2年規則61号〕
- 2 利子補給率が独立支援資金に係る融資の利率を超えるときは、前項の規定にかかわらず、独立支援資金に係る融資の利率を利子補給率とする。

一部改正〔平成15年規則34号・16年31号・19年43号・28年24号〕

(利子補給金の交付の時期)

- 第9条 独立支援資金の融資に係る利子補給金(以下「利子補給金」という。)は、融資金融機関に利子を支払った期間が1月から6月までのものにあっては9月に、7月から12月までのものにあっては翌年の3月に交付するものとする。
 - 一部改正〔平成16年規則31号・19年43号〕

(利子補給金の交付の申請)

- 第10条 利子補給金を受けようとする者は、市川市中小企業独立支援資金利子補給金交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 利子補給金を受けようとする者からの委任を受けて利子補給金を受けようとする融資金融機関は、市川市中小企業独立支援資金利子補給金一括交付申請書(様式第6号)に利子補給金を受けようとする者からの委任状を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該委任につき既に委任状が提出されているときは、委任状を添付することを要しない。
- 3 前2項の場合において、利子補給金を受けようとする者が市町村民税の課税対象者であるときは、当該市町村民税を完納していることを証する書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、その者が本市の市民税を完納していることを公簿等により確認することができるときは、その者の同意を得てその事実を証する書類の提出を省略させることができる。
- 4 第1項及び第2項の申請書は、9月に交付を受ける利子補給金に係るものにあっては7月31日までに、3月に交付を受ける利子補給金に係るものにあっては1月31日までに提出しなければならない。
 - 一部改正〔平成16年規則31号・19年43号・26年2号〕

(利子補給金の交付の決定)

- 第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、利子補給金の交付の可否を決定し、速やかに、市川市中小企業独立支援資金利子補給金交付決定通知書(様式第7号)により利子補給金を受けようとする者に通知するものとする。
 - 一部改正〔平成16年規則31号・19年43号〕

(利子補給金の交付の請求)

- 第12条 前条の規定による利子補給金の交付の決定の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求 しようとするときは、市川市中小企業独立支援資金利子補給金交付請求書(様式第8号)を市長 に提出しなければならない。
 - 一部改正〔平成16年規則31号・19年43号〕

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
 - (市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例施行規則の廃止)
- 2 市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例施行規則(昭和51年規則第32号)は、 廃止する。

(経過措置)

3 平成12年4月1日前に条例附則第2項の規定による廃止前の市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例(昭和51年条例第27号)に基づき貸付けを受けた者については、前項の

規定による廃止前の市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例施行規則は、この 規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成12年7月28日規則第94号)

この規則は、平成12年8月14日から施行する。

附 則 (平成13年3月28日規則第15号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月27日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資条例施行規則第10条第17号の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第3条第17号の規定及び第3条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則第2条第17号の規定は、平成13年6月11日から適用する。

附 則(平成13年12月27日規則第70号)

この規則は、平成14年1月4日から施行する。

附 則(平成14年1月11日規則第3号)

この規則は、平成14年1月15日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日規則第12号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月13日規則第34号)

この規則は、平成14年6月17日から施行する。

附 則(平成14年6月28日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年8月14日規則第41号)

この規則は、平成14年8月19日から施行する。

附 則 (平成15年2月26日規則第2号)

この規則は、平成15年3月3日から施行する。

附 則(平成15年3月12日規則第6号)

この規則は、平成15年3月17日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則第2条の規定、第 2条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第 1項の規定及び第3条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例 施行規則第7条第1項の規定は、平成15年4月1日以後に貸付申請のあった資金について適用し、 同日前に貸付申請のあった資金については、なお従前の例による。

附 則(平成15年4月22日規則第54号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成15年6月18日規則第56号)

この規則は、平成15年7月22日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成16年4月 1日以後に申請のあった資金の貸付けについて適用し、同日前に申請のあった資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月31日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が 残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則 (平成18年12月14日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月1日規則第43号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成26年2月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月23日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則第10条第1項の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条及び第9条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に申請のあった融資に係る利子補給について適用し、同日前に申請のあった融資に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月31日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月17日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年9月29日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に廃止前の第4条の規定により独立支援資金の申請をした者については、 廃止前の第5条から第12条までの規定及び様式第2号から様式第8号までの規定は、この規則の 施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第4条関係)

全部改正〔平成26年規則2号〕

様式第2号(その1) (第5条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号・26年2号〕

様式第2号(その2) (第5条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成17年規則18号・19年43号・28年46号〕

様式第3号(第6条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第4号(第6条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第5号(第10条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第6号(第10条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第7号(その1) (第11条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第7号(その2) (第11条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第8号(その1) (第12条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第8号(その2) (第12条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

平成12年3月22日条例第21号

改正

平成16年3月19日条例第11号 平成19年9月25日条例第34号 平成28年9月20日条例第36号 平成30年3月22日条例第15号 平成30年9月27日条例第44号 令和3年9月29日条例第33号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例

(目的)

第1条 この条例は、新たな事業活動を促進するため、創業者又は新規中小企業者に対し、事業を開始し、又は実施するため必要とする資金について創業関連保証の範囲内において金融機関からの融資が円滑に行われるようにするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、創業者及び新規中小企業者の事業の発展を図り、もって地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

一部改正〔平成19年条例34号・30年15号・令和3年33号〕

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 創業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号。次号及び第4号において「法」という。) 第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる創業者のうち、新たに市内に事業所を設置し て事業を開始するものをいう。
 - (2) 新規中小企業者 法第2条第22項に規定する中小企業者であって同条第29項第2号、第4 号及び第6号に掲げる創業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
 - (3) ベンチャービジネス等支援資金 創業者が事業を開始するため必要とする資金及び新規中 小企業者が事業を実施するため必要とする資金をいう。
 - (4) 創業関連保証 法第129条第1項に規定する創業関連保証をいう。
 - 一部改正 [平成16年条例11号・19年34号・28年36号・30年44号・令和3年33号]

(融資の対象者及び要件)

- **第3条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる者は、創業者及び新規中小企業者とする。
- 2 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする創業者又は新規中小企業者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。) の審査において連帯保証人を付す必要がないと判断された者にあっては、第4号に掲げる要件を備えることを要しない。
 - (1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
 - (2) 個人の場合にあっては、25歳以上であること。
 - (3) 市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していること。
 - (4) 連帯保証人を付すことができること。

- (5) 保証協会の創業関連保証を受けることができること。
 - 一部改正〔平成16年条例11号・19年34号・30年15号・令和3年33号〕

(融資金融機関)

- **第4条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を行う金融機関(以下「融資金融機関」という。) は、規則で定める。
 - 一部改正〔平成16年条例11号〕

(原資の預託)

- **第5条** 市は、ベンチャービジネス等支援資金の融資を円滑に行わせるため、融資金融機関にベンチャービジネス等支援資金の原資を預託するものとする。
 - 一部改正〔平成16年条例11号〕

(融資の方法)

- 第6条 ベンチャービジネス等支援資金の融資は、市長が適当と認めるものについて、ベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける者と融資金融機関との間で金銭消費貸借契約(以下「融資契約」という。)を締結することにより行う。
- 2 市長は、前項の適当と認める融資について、ベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける者 に条件を付することができる。
 - 一部改正〔平成16年条例11号〕

(融資金額)

- 第7条 創業者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、次の各号に掲げる創業者の区分に応じ、運転資金及び設備資金を合わせて当該各号に定める額を限度とする。ただし、第4号に該当する創業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている者が第3号に該当することとなったときは、2,000万円から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額を限度とする。
 - (1) 市内に住所を有している期間が1年以上である個人 2,000万円
 - (2) 市内に住所を有している期間が1年未満である個人又は市内に住所を有していない個人 1,000万円
 - (3) 市内に事業所を有している期間が1年以上である会社 2,000万円
 - (4) 市内に事業所を有している期間が1年未満である会社又は市内に事業所を有していない会社 1,000万円
- 2 新規中小企業者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、次の各号に掲げる新規中小企業者の区分に応じ、運転資金及び設備資金を合わせて当該各号に定める額を限度とする。ただし、第2号に該当する新規中小企業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている者が第1号に該当することとなったときは、2,000万円から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額を限度とする。
 - (1) 会社及び市内に住所を有している個人 2,000万円
 - (2) 市内に住所を有していない個人 1,000万円
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、当該各号に定める額を限度とする。
 - (1) 創業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている新規中小企業者 前項の規定により限度となる額から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本

の残高を減じて得た額

(2) 新規中小企業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている創業者 第 1項の規定により限度となる額から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元 本の残高を減じて得た額

全部改正〔平成19年条例34号〕、一部改正〔平成30年条例第15号・令和3年33号〕 (融資期間)

- **第8条** ベンチャービジネス等支援資金の融資の期間は、運転資金にあっては5年を、設備資金にあっては7年を限度とする。
 - 一部改正〔平成16年条例11号〕

(融資利率)

- **第9条** ベンチャービジネス等支援資金の融資の利率は、市と融資金融機関との間で定める利率とする。
 - 一部改正〔平成16年条例11号〕

(信用保証料)

- **第10条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けた者(以下「借入者」という。)は、保証協会に信用保証料を支払わなければならない。
- 2 前項の信用保証料の料率は、保証協会の定めるところによる。
 - 一部改正〔平成16年条例11号〕

(弁済)

- 第11条 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金の弁済の方法は、原則として元金均等弁済と する。
- 2 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金は、融資契約で定めた融資の期間の満了の時まで に弁済しなければならない。
- 3 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金について、市長が適当と認めるときは、融資のあった日の属する月の翌月から、運転資金にあっては6月を、設備資金にあっては1年を限度に、 元本の弁済を猶予することができる。
 - 一部改正〔平成16年条例11号〕

(保証協会への損失補償)

- 第12条 市は、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金を保証協会が借入者に代わって弁済したときは、保証協会との契約に基づき、当該弁済した額の10分の2に相当する額の範囲内の額を保証協会に補償するものとする。
 - 一部改正〔平成16年条例11号〕

(保証協会及び融資金融機関の経営支援等)

- 第13条 保証協会及び融資金融機関は、創業者及び新規中小企業者に対し、相互に連携してベンチャービジネス等支援資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。
- 2 市は、前項の規定による経営支援について創業者及び新規中小企業者に十分な周知を行う等、 当該経営支援に協力するものとする。

追加〔平成19年条例34号〕

(利子補給)

- 第14条 市は、借入者がベンチャービジネス等支援資金の融資について融資金融機関に利子を支払ったときは、当該利子を支払ったときの当該融資の元本の残高に応じ、年5.0パーセント以内で規則で定める率の利子補給を行うものとする。
- 2 前項の利子補給を行う期間は、融資契約で定めた融資の期間とする。ただし、当該期間が5年 を超えるときは、5年とする。
 - 一部改正〔平成16年条例11号・19年34号〕

(返還等)

- 第15条 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金を融資金融機関に一括して弁済させることができる。
 - (1) 融資を受けた目的以外の使途にベンチャービジネス等支援資金を使用したとき。
 - (2) 第6条第2項の条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段によりベンチャービジネス等支援資金の融資を受けたとき。
- 2 市長は、借入者が利子補給を受けた後に繰上弁済又は一括弁済をしたことにより融資金融機関から既に支払った利子の返還を受けたときは、当該返還を受けた利子に係る利子補給金を返還させることができる。
- 3 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けたベンチャービジネス等 支援資金に係る利子補給を停止し、若しくは当該利子補給の決定を取り消し、又は融資を受けた ベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 融資を受けた目的以外の使途にベンチャービジネス等支援資金を使用したとき。
 - (2) 第6条第2項の条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段によりベンチャービジネス等支援資金の融資を受けたとき。
 - (4) 融資契約のとおりにベンチャービジネス等支援資金を弁済しないとき。
 - (5) ベンチャービジネス等支援資金により開始し、又は実施した事業に係る事業所を市内に有 しなくなったとき。
 - (6) 市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を滞納したとき。
 - (7) ベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給を決定したときに付した条件に違反したと き。
 - 一部改正〔平成16年条例11号・19年34号〕

(委任)

- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 - 一部改正〔平成16年条例11号・19年34号〕

附則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月19日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、平成16年4月 1日以後に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給に ついて適用し、同日前に改正前の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例及びこれに 基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月25日条例第34号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月20日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、平成30年4月 1日以後に融資の申請のあった改正後の第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金 について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の第2条第4号に規定するベンチャービジ ネス等支援資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月27日条例第44号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成30年法律第26号)附則第 1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (令和3年9月29日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年9月29日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、この条例の施行の日以後に融資のあった同条例第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金については、なお従前の例によることとするものである。

○市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則

平成12年3月31日規則第49号

改正

平成12年7月28日規則第94号 平成13年3月28日規則第15号 平成13年6月27日規則第46号 平成13年12月27日規則第70号 平成14年1月11日規則第3号 平成14年3月27日規則第12号 平成14年6月13日規則第34号 平成14年6月28日規則第38号 平成14年8月14日規則第41号 平成15年2月26日規則第2号 平成15年3月12日規則第6号 平成15年3月31日規則第34号 平成15年4月22日規則第54号 平成15年6月18日規則第56号 平成16年3月31日規則第32号 平成17年3月31日規則第18号 平成17年4月26日規則第35号 平成18年12月14日規則第81号 平成19年10月1日規則第44号 平成26年2月14日規則第2号 平成27年3月23日規則第11号 平成28年3月31日規則第24号 平成28年3月31日規則第46号 平成30年3月22日規則第5号 平成30年9月13日規則第54号 令和2年7月17日規則第61号 令和3年9月29日規則第47号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例(平成12年条例 第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成16年規則32号〕

(融資金融機関)

- 第2条 条例第4条に規定する規則で定める融資金融機関は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 株式会社千葉銀行
 - (2) 株式会社千葉興業銀行
 - (3) 株式会社京葉銀行
 - (4) 株式会社三菱UFJ銀行
 - (5) 株式会社みずほ銀行
 - (6) 株式会社りそな銀行
 - (7) 株式会社三井住友銀行
 - (8) 東京ベイ信用金庫
 - (9) 東京東信用金庫

- (10) 朝日信用金庫
- (11) 小松川信用金庫
- (12) 東栄信用金庫
- (13) 第一勧業信用組合
- 2 前項各号に定める融資金融機関において融資資金の融資を取り扱う店舗は、市長が別に定める。 一部改正〔平成12年規則94号・13年15号・46号・70号・14年3号・12号・34号・38号・41号・ 15年2号・6号・54号・56号・16年32号・18年81号・26年2号・27年11号・30年5号〕 (融資の申請)
- 第3条 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする創業者は、市川市中小企業資金融 資申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 信用保証委託申込書
 - (2) 開始しようとする事業に係る計画を記した書類
 - (3) 資金計画に関する書類
 - (4) 個人の場合にあっては、住民票の写し
 - (5) 会社の場合にあっては、登記事項証明書
 - (6) 融資を受けようとする者が市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の 場合にあっては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
 - (7) その他市長が必要があると認める書類
- 2 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする新規中小企業者は、市川市中小企業資金融資申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 信用保証委託申込書
 - (2) 個人の場合にあっては、住民票の写し
 - (3) 会社の場合にあっては、登記事項証明書
 - (4) 融資を受けようとする者が市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を 完納していることを証する書類
 - (5) 決算期が到来している者にあっては、確定申告書の写し
 - (6) 決算期が到来していない者にあっては、試算表
 - (7) その他市長が必要があると認める書類 全部改正〔平成19年規則44号〕、一部改正〔平成30年規則5号、令和3年47号〕

(融資の決定の通知)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資の 適否を決定し、速やかに、市川市中小企業ベンチャービジネス等支援資金融資決定通知書(様式 第2号)により融資を受けようとする者に通知するものとする。
 - 一部改正〔平成16年規則32号·19年44号〕

(創業届等)

- 第5条 創業者は、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る事業を開始したときは、当該事業 を開始した日から7日以内に市川市ベンチャービジネス等支援資金融資創業届(様式第3号)を 市長に提出しなければならない。
- 2 創業者又は新規中小企業者は、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る設備の設置を完了したときは、当該設備の設置を完了した日から7日以内に市川市ベンチャービジネス等支援資金

融資設備設置完了報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成19年規則44号〕

(創業等の調査)

- **第6条** 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、ベンチャービジネス等支援資金の 融資に係る事業が開始されているかどうかについて調査するものとする。
- 2 市長は、前条第2項の規定による報告があったときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資 に係る設備の設置の状況を調査するものとする。

全部改正〔平成19年規則44号〕

(融資状況の報告)

第6条の2 融資金融機関は、融資資金の融資の状況について毎月1回市長に報告するものとする。 追加[平成26年規則2号]

(利子補給率)

- 第7条 条例第14条第1項に規定する規則で定める率(以下「利子補給率」という。)は、年利1.9 パーセントとする。ただし、自然災害による被害の復旧のためにベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、これを変更することができる。
- 2 利子補給率がベンチャービジネス等支援資金に係る融資の利率を超えるときは、前項の規定に かかわらず、ベンチャービジネス等支援資金に係る融資の利率を利子補給率とする。
 - 一部改正〔平成15年規則34号・16年32号・19年44号・28年24号・30年54号・令和2年61号・3年47号〕

(利子補給金の交付の時期)

第8条 ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る利子補給金(以下「利子補給金」という。) は、融資金融機関に利子を支払った期間が1月から6月までのものにあっては9月に、7月から12月までのものにあっては翌年の3月に交付するものとする。

一部改正〔平成16年規則32号·19年44号〕

(利子補給金の交付の申請)

- **第9条** 利子補給金を受けようとする者は、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 利子補給金を受けようとする者からの委任を受けて利子補給金を受けようとする融資金融機関は、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金一括交付申請書(様式第6号)に利子補給金を受けようとする者からの委任状を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該委任につき既に委任状が提出されているときは、委任状を添付することを要しない。
- 3 前2項の場合において、利子補給金を受けようとする者が市町村民税の課税対象者であるときは、当該市町村民税を完納していることを証する書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、その者が本市の市民税を完納していることを公簿等により確認することができるときは、その者の同意を得てその事実を証する書類の提出を省略させることができる。
- 4 第1項及び第2項の申請書は、9月に交付を受ける利子補給金に係るものにあっては7月31日までに、3月に交付を受ける利子補給金に係るものにあっては1月31日までに提出しなければならない。
 - 一部改正〔平成16年規則32号・26年2号・28年24号・令和3年47号〕

(利子補給金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、利子補給金の交付の可否を決定し、速やかに、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付決定通知書(様式第7号)により利子補給金を受けようとする者に通知するものとする。

一部改正〔平成16年規則32号・19年44号〕

(利子補給金の交付の請求)

第11条 前条の規定による利子補給金の決定の交付の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求 しようとするときは、市川市中小企業ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付請求書(様 式第8号)を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成16年規則32号〕

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月28日規則第94号)

この規則は、平成12年8月14日から施行する。

附 則 (平成13年3月28日規則第15号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月27日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資条例施行規則第10条第17号の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第3条第17号の規定及び第3条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則第2条第17号の規定は、平成13年6月11日から適用する。

附 則 (平成13年12月27日規則第70号)

この規則は、平成14年1月4日から施行する。

附 則(平成14年1月11日規則第3号)

この規則は、平成14年1月15日から施行する。

附 則(平成14年3月27日規則第12号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月13日規則第34号)

この規則は、平成14年6月17日から施行する。

附 則(平成14年6月28日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年8月14日規則第41号)

この規則は、平成14年8月19日から施行する。

附 則(平成15年2月26日規則第2号)

この規則は、平成15年3月3日から施行する。

附 則(平成15年3月12日規則第6号)

この規則は、平成15年3月17日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則第2条の規定、第 2条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第 1項の規定及び第3条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例 施行規則第7条第1項の規定は、平成15年4月1日以後に貸付申請のあった資金について適用し、 同日前に貸付申請のあった資金については、なお従前の例による。

附 則(平成15年4月22日規則第54号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月18日規則第56号)

この規則は、平成15年7月22日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成 16年4月1日以後に申請のあった資金の貸付けについて適用し、同日前に申請のあった資金の貸 付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月31日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が 残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則 (平成17年4月26日規則第35号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月14日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月1日規則第44号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月23日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則第10条第1項 の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規 則第8条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金 融資及び利子補給条例施行規則第7条及び第9条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に申請 のあった融資に係る利子補給について適用し、同日前に申請のあった融資に係る利子補給につい ては、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月31日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月13日規則第54号)

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成30年法律第26号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(令和2年7月17日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月17日から施行する。

附 則(令和3年9月29日規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年9月29日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、この 規則の施行の日以後にベンチャービジネス等支援資金の融資の申請をする者について適用し、同 日前にベンチャービジネス等支援資金の融資の申請のあった者については、なお従前の例による こととするものである。

様式第1号(第3条関係)

全部改正〔平成26年規則2号〕

様式第2号(その1) (第4条関係)

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成26年規則2号〕

様式第2号(その2) (第4条関係)

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成17年規則18号・28年46号〕

様式第3号(第5条関係)

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

様式第4号(第5条関係)

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

様式第5号(第9条関係)

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

様式第6号(第9条関係)

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

様式第7号(その1)(第10条関係)

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

様式第7号(その2)

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕 様式第8号(その1)(第11条関係)

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕 様式第8号(その2)(第11条関係) 全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

新型コロナウイルス感染症に係る資金の 市川市信用保証料補助及び利子補給制度について(概要)

1. 対象者

・市川市内に主たる事業所があること。

※法人の場合、事業実態のある登記上の本店(又は登記上の主たる事務所)があること。

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、市のセーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証のいずれかの認定を受けて、次の条件を満たすこと。

【条件】セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の対象:令和3年5月31日までに保証申込みを行い、かつ、同日までに貸付実行をされた方

2. 対象資金

千葉県制度融資 〇セーフティネット資金(市町村認定枠・危機関連保証枠) 〇新型コロナウイルス感染症対応特別資金

3. 補助対象融資限度額

2,000 万円(1事業者につき)

4. 融資期間

融資期間7年(限度)・据置1年(限度)

5. 資金使途

運転資金,設備資金

6. 信用保証料補助

補助上限額:247,500円(1事業者につき)

- ※補助金の交付は、融資実行後に適宜実施
- ※信用保証料補助金交付実績(令和3年9月末時点)

令和元年度分 26件 4,284,015円

令和 2 年度分 360 件 67,250,235 円

令和 3 年度分 28 件 5,087,510 円 計 414 件 76,621,760 円

(注)信用保証料補助金の返還が行われたものは、実績に反映してあります。

7. 利子補給

- •利子補給率:1.0%
- ・補給対象期間:融資実行日から3年間

※利子補給金の交付は、1月から12月までを1回の利子補給期間とし、この返済利子に対して翌年2月から3月まで実施。

※利子補給金交付実績(令和3年9月末時点)

令和 2 年度分 346 件 24,691,736 円

8. セーフティネット保証・危機関連保証の認定状況(参考)

※令和2年3月~令和3年9月末時点

・セーフティネット保証 4 号:2,556 件・セーフティネット保証 5 号: 379 件

·危機関連保証 : 776 件 計 3,711 件

以上